2019年度
第4回業務委員会
資料№3

2019年11月28日

経過措置指定団地の2019年9月解除並びに12月及び2020年3月解除見込み

▲は、生産動態統計で旧簡易ガスに区分された旧一般ガスの供給区域。

（一社）日本コミュニティーガス協会

	2017年3月31日			2017年4月～2019年9月	2019年9月1日	2019年9月1日推定（2019年8月生産動態統計BASE）			2019年12月1日	2019年12月1日見込（2019年9月生産動態統計BASE）			2020年3月1日	2020年3月1日見込（2019年9月生産動態統計BASE）		
	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	供給地点群数の増減	解除	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計
北海道 ▲ 4	*1* 333 5.9%	*2.9%* 10 0.6%	343 4.6%	−5 5.9%	*0* 0 0.0%	*1* 330 5.4%	*2.4%* 8 0.7%	338 4.6%	*0* 0 0.0%	*1* 330 5.4%	*2.4%* 8 0.7%	338 4.6%	*0* 0 0.0%	*1* 330 5.4%	*2.4%* 8 0.7%	338 4.6%
東北 ▲ 1	*88* 542 9.6%	*13.3%* 83 4.8%	625 8.5%	−14 16.5%	*0* 17 54.8%	*99* 575 9.5%	*5.9%* 36 2.9%	611 8.4%	*0* 0 0.0%	*99* 575 9.4%	*5.9%* 36 3.0%	611 8.4%	*0* 0 0.0%	*99* 575 9.3%	*5.9%* 36 3.2%	611 8.4%
関東 ▲ 7	*266* 1,385 24.5%	*34.3%* 722 41.8%	2,107 28.6%	−24 28.2%	*6* 6 19.4%	*385* 1,536 25.3%	*26.3%* 548 44.8%	2,084 28.6%	*4* 4 26.7%	*389* 1,539 25.3%	*26.1%* 544 45.0%	2,083 28.6%	*4* 21 30.4%	*393* 1,560 25.3%	*25.1%* 523 45.9%	2,083 28.6%
中部	*124* 468 8.3%	*28.9%* 190 11.0%	658 8.9%	−11 12.9%	*2* 2 6.5%	*160* 502 8.3%	*22.4%* 145 11.8%	647 8.9%	*2* 2 13.3%	*162* 504 8.3%	*22.1%* 143 11.8%	647 8.9%	*8* 8 11.6%	*170* 512 8.3%	*20.9%* 135 11.8%	647 8.9%
北陸	*10* 292 5.2%	*0.0%* 0 0.0%	292 4.0%	−10 11.8%	*0* 0 0.0%	*10* 283 4.7%	*0.0%* 0 0.0%	283 3.9%	*0* 0 0.0%	*10* 282 4.6%	*0.0%* 0 0.0%	282 3.9%	*0* 0 0.0%	*10* 282 4.6%	*0.0%* 0 0.0%	282 3.9%
近畿	*123* 679 12.0%	*33.4%* 340 19.7%	1,019 13.8%	−11 12.9%	*1* 2 6.5%	*178* 744 12.3%	*26.1%* 263 21.5%	1,007 13.8%	*2* 3 20.0%	*180* 748 12.3%	*25.8%* 260 21.5%	1,008 13.8%	*7* 10 14.5%	*187* 758 12.3%	*24.8%* 250 21.9%	1,008 13.8%
中国	*86* 549 9.7%	*13.1%* 83 4.8%	632 8.6%	−19 22.4%	*0* 0 0.0%	*96* 559 9.2%	*8.8%* 54 4.4%	613 8.4%	*0* 3 20.0%	*96* 562 9.2%	*8.3%* 51 4.2%	613 8.4%	*9* 11 15.9%	*105* 573 9.3%	*6.5%* 40 3.5%	613 8.4%
四国	*50* 291 5.1%	*17.6%* 62 3.6%	353 4.8%	−3 3.5%	*4* 4 12.9%	*67* 312 5.1%	*10.9%* 38 3.1%	350 4.8%	*0* 0 0.0%	*67* 312 5.1%	*10.9%* 38 3.1%	350 4.8%	*4* 5 7.2%	*71* 317 5.2%	*9.4%* 33 2.9%	350 4.8%
九州	*166* 931 16.5%	*20.4%* 238 13.8%	1,169 15.8%	3 −3.5%	*0* 0 0.0%	*205* 1,041 17.1%	*11.2%* 131 10.7%	1,172 16.1%	*0* 3 20.0%	*205* 1,044 17.2%	*10.9%* 128 10.6%	1,172 16.1%	*10* 14 20.3%	*215* 1,058 17.2%	*9.7%* 114 10.0%	1,172 16.1%
沖縄	*1* 181 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	182 2.5%	9 −10.6%	*0* 0 0.0%	*1* 189 3.1%	*0.5%* 1 0.1%	190 2.6%	*0* 0 0.0%	*1* 190 3.1%	*0.5%* 1 0.1%	191 2.6%	*0* 0 0.0%	*1* 190 3.1%	*0.5%* 1 0.1%	191 2.6%
全国 計 ▲ 12	*915* 5,651 100.0%	*23.4%* 1,729 100.0%	7,380 100.0%	−85 100.0%	*13* 31 100.0%	*1,202* 6,071 100.0%	*16.8%* 1,224 100.0%	7,295 100.0%	*8* 15 100.0%	*1,210* 6,086 100.0%	*16.6%* 1,209 100.0%	7,295 100.0%	*42* 69 100.0%	*1,252* 6,155 100.0%	*15.6%* 1,140 100.0%	7,295 100.0%

＊ *斜体の数字*は自由化団地の内、シェア50%超の団地数

＊＊下段のパーセンテージは全国計に占める割合

（注）旧簡易ガス団地が廃止された数及び指定団地・自由化団地の内訳は把握していない。

【出典：生産動態統計 ほか】

2019年度
第4回業務委員会
資料№4-1

2019 年 12 月 4 日

標準係数に関する交渉状況報告

（一社）日本コミュニティーガス協会

11 月 1 日文書（添付１）を基にガス市場整備室担当官に説明した。

（担当官の意見）

「毎月勤労統計」の平成 30 年版が発刊されない状況では、1 年間の繰り延べは理解できる。しかし、標準係数の見直しを今後行わないとなれば、取引監視課の「定期的な評価」にも影響するため、ガス市場整備室単独では判断できず、それなりの手続きが必要となる。

また、「標準係数見直しを行わない理由が『標準係数に基づいて申請しても値上げを認められないから。』というのは、いかがなものか？」とのこと。

さらにその後、10 月 23 日付で平成 30 年版「毎月勤労統計調査」がインターネット上に発表されたことが判明した。

11 月 19 日ガス市場整備室の求めに応じ、室長補佐 2 名を加え、再度説明。新たにこれまでの標準係数に関する資料（添付２）を提出。以下の 2 点を強調。

① 対象となる経過措置団地数が減少し、費用対効果が悪化していること。

② 改訂間隔は法定されておらず、あくまでも「３年程度が目途」であること。

その後、ガス市場整備室からは、「改定すれば本当に値上げか？」と問い合わせがあった。

11 月 22 日、ガス市場整備室の問い合わせへの回答として以下のとおり連絡。

① 標準係数のうち、販売数量・労務費は都道府県別に設定している。

② 全国平均では、販売数量が減少し、労務費が上昇しているので間違いなく値上げ方向。

③ 都道府県別でみると、「販売数量が増加」 and/or 「労務費が減少」している道府県が１２ある。

④ それぞれの道府県について試算したところ、料金が値下げとなる可能性があるのは、北海道・群馬・栃木・長野の 4 道県のみ。（添付３）

⑤ 協会としては、あくまでも標準係数の改定の延期または凍結を望む。やむを得ない場合でも、「販売量」「労務費」の改定のみにとどめたい。（添付４）

現在、ガス市場整備室からの連絡待ちの状況である。

（添付１）
2019 年 11 月 1 日

経済産業省　資源エネルギー庁
電力・ガス事業部　ガス市場整備室　御中

【検討結果】指定旧供給地点に係る標準係数改訂要否等の件

（一社）日本コミュニティーガス協会

平素は当協会の活動にご協力いただき大変感謝しております。

さて、８月２９日貴室より、題記「旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則」に定める“経済産業大臣が別に告示する値”、いわゆる標準係数の見直しの要否を、2020 年度改定を前提に、項目別に検討するとともに、見直した場合の認可料金に与える影響について概算するようご指示がございました。これを受け、当協会において検討いたしましたので、下記のとおりご報告いたします。当協会としては、改定は見送るべきとの結論に変更はございませんので、貴室におかれましても改定見送りにつきご検討いただきたく、よろしくお願いいたします。

記

1.　標準係数の項目別改訂要否（添付１参照）

(1) 貴室にてご判断いただく項目

① 「換算係数」…当局にて設定されたと聞いている。事業報酬率・事業税率等が改訂されているため見直しも考えられるが、指定旧供給地点ガス小売供給約款の変更申請を伴うため、できれば改定は避けたい。

② 「車両の平均投資額」…当局にて設定されている。料金への影響は少なく、改定不要と考える。

③ 「産気率」…当局にて設定された。物理的な係数であり見直しは不要と考える。

④ 「事業報酬率」…旧一般ガスの事業報酬率の改定に合わせ、旧簡易ガスについても毎年改訂されている。他の標準係数とは独立しており、今後も毎年見直されるものと考えている。

(2) 改定する場合には見直す必要のある項目

① 「ガス販売量」…都道府県別に設定していること、需要が年々減少していること、料金算定の基礎となる数字であることから、改定するとなれば見直さなければならない項目と考える。

② 「労務費の標準値」…事業者へのアンケートによる男女比、賃金センサスによる労務費、毎月勤労統計による労働時間、経団連による福利厚生費調査等を使用し、都道府県別に設定しており、総原価に占める割合も高いため、改定するとなれば見直さなければならない項目と考える。

③ 「導管投資額」…かなり進んだとはいえ耐震化に伴う導管の入替えが必要となる旧簡易ガス団地も残っており、導管投資による料金見直しが行われる可能性はある。また導管投資に伴う減価償却費は総原価に占める割合が高いため、改定するとなれば見直さなければならない項目と考える。

(3) 改定する場合にも見直す必要はないと思われる項目

① 「土地の標準所要面積」…今後、経過措置団地の新設はない。

② 「建物及び導管以外の償却資産」…今後、経過措置団地の新設はない。また、改造による総原価への影響も少ないと考えられる。

③ 「適正な人員数」…旧簡易ガス事業に関する必要な作業実態は大きく変わっていない。

④ 「修繕費」…簡易ガス事業に関する修繕状況に大きな変化はないと考える。

⑤ 「租税課金」…国の道路占有料に関する法令は改正されており、地方自治体においても同様と思われるが、総原価に与える影響は少なく、見直す必要はないと考える。

⑥ 「減価償却費」…法定耐用年数に変更はなく、償却率を見直す必要はない。

⑦ 「その他経費」…変更するに足る明確な根拠を提示することができず、改定することができない。

⑧　「導管配分比率」…修繕費・減価償却費等を機能別原価に配分する比率。導管投資額を改訂する場合には合わせて改定することになるが、導管はすでに戸建住宅にＰＥ管で供給する前提になっており、変化はないと考える。

⑨　「労務費及び車両配分比率」…労務費及び車両の減価償却費を機能別原価に配分する比率。設定に関するデータがなく、改定の根拠がない。

⑩　「軽減係数」…固定資産税に関する特例措置を数値化したもの。税務上の取扱いに変化はなく、改定は不要。

2.　標準係数を改訂する場合の見込み

以下のとおり、経費（労務費、修繕費、租税課金、減価償却費）のうち、約 78%を占める「労務費」と「導管投資に係る減価償却費」（添付 2 参照）が増額傾向にあり、料金算定のベースとなる販売数量が減少しているため、標準係数の改定を行えば、料金は引き上げられる。

(1) 販売数量（添付 3 参照）

都道府県別に増減はあるが、おおむね減少傾向であり、全国平均では 0.6 ㎥／軒・月（▲5.4%）の減少。料金を押し上げる方向。

(2) 労務費（添付 4 参照）

都道府県別に増減はあるが、おおむね増額傾向であり、全国平均では 182 千円／人・年（＋3.3%）の増加。料金を押し上げる方向。

ただし、平成 30 年版の「毎月勤労統計要覧」は発刊されないことが決定しており、前回の平成 27 年版を使用した。

また、簡易ガス事業における男女比は、事業者へのアンケートを基に設定しているが、今回はアンケートを行っていないため、前回値を採用している。

(3) 導管投資額（添付 5 参照）

「掘削埋め戻し用の砂」及び「工賃」の上昇により、同一規模の導管工事を前提としても積算値は上昇。簡易な計算ではあるが、6,445 円／軒の値上がり。

3.　標準係数の改定を見送る理由

上記のとおり、標準係数の改定を行えば料金引き上げの変更認可申請が可能な状況である。しかし、事業者は、当局の要請によりガス料金引き上げ幅の縮小または据え置きを求められることを危惧し、申請を差し控えているのが実情である。実際、導管の耐震投資を行い、当時の標準係数に基づき料金の引上げ変更申請を行ったが、当局から値上げ幅の縮小を求められた例も聴いている。

実際に標準係数の精緻な計算を行うまでもなく、標準係数を改定すればガス料金の上昇は明らかであり、多大な労力をかけて標準係数の改定作業を行っても、これに基づく料金の引き上げが認められないなら、いたずらに当局への不信感を事業者の間に招くだけである。

また、消費税率の改定が行われ、ガス料金も引き上げられたばかりであり、標準係数の改定に伴い更にガス料金が引き上がるとすると、少し間の空いた便乗値上げではないかという、消費者の不信感をもいたずらに招くことになるのではないかと危惧するところである。

このような状況では、当局・事業者・当協会それぞれが多大な労力をかけて標準係数を改訂しても実効性はなく、経過措置指定団地の大幅な減少を考慮すれば、標準係数の改定は見送るべきと考える。

以上

2019年度
第4回業務委員会
資料№4-2

2019年11月19日

標準係数の改定について

（一社）日本コミュニティーガス協会

標準係数の改定インターバルについて、
法令上の定めはない

平成11年10月21日
「総合エネルギー調査会・都市熱エネルギー部会報告書」

「なお、認可料金審査ルールに用いられる標準係数については、今後、簡易ガス事業者における経営効率化を促進する観点からも、**３年程度を目途に**定期的な見直しを行っていくべきである。」

これまでの改定状況

①　昭和４５年１２月１８日　改正ガス事業法施行
②　平成　元年　１月　算定要領・同細則改正（１５次）
③　平成　９年　３月　原料費調整制度導入
④　平成１１年１１月　第２次改正ガス事業法施行
⑤　平成１３年　**３月30日**　ガス料金算定要領**制定施行**
⑥　平成１６年　１月　料金算定要領一部改正
⑦　平成１９年　５月　標準係数改正
⑧　平成２２年　４月　標準係数改正
⑨　平成２５年　４月　標準係数改正
⑩　**平成２９年　７月　標準係数改正**
⑪　令和　２年　？？　？？？？？？

平成30年6月
「行政による定期的評価マニュアル【Ver0.8】」

3.具体的な評価日（未改定地点群）
料金改定に係る評価については、**標準係数の見直しが行われる**３年に１度の４月１日します。
④　平成３２年４月１日
⑤　以後３年後の４月１日とする。

総合エネルギー調査会ガス部会
「料金は個別認可とし、手続きは簡易なものとする。」

原価主義に基づき、かつ手続きは簡易なものとするため標準係数方式を採用。

コミュニティーガス事業の特徴

①　その供給方式が容器を並列的に設置して供給するという簡易な設備であって、かつ定型化している。
②　需要の内容が主として家庭用で需要の種別が単純であることなどのために、料金原価のうちに比較的類型化できる項目が多いこと。
また、コミュニティーガス事業者の大部分が兼業部門を持っており、それらとの正確な区分経理は困難なうえ、供給地点ごとの実績原価の想定は更に困難であることなどの理由から、原価要素については、できるだけ標準化が行われ簡素化が図られている。

標準係数

旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則第18条第2項及び別表第1～第4において「経済産業大臣が別に告示する値とする。」と規定されているもの。

第18条2項	「原料価格の1㎥当たりガス料金への換算係数」
別表第１	「１供給地点当たりのガスの月平均販売量の標準値」
別表第２	「標準所要面積」、「１供給地点当たり建物及び償却資産投資額の標準投資額」
別表第３	「産気率」、「都道府県別の平均年間労務費の標準値」、「当該供給地点群の適正な所要人員数」、「適正な修繕費率」、「１供給地点当たり道路占有料の額」、「償却率」、「適正な経費率」、「事業報酬率」
別表第４	「導管配分比率」「労務費及び車両配分比率」

平成29年4月1日
改正ガス事業法施行

ガス小売事業の登録制
経過措置団地の新設なし
ガス料金の自由化

2020/3推定
指定旧供給地点群　1,140団地 ／ 旧簡易ガス供給地点群　7,307団地　**15.6%**

標準係数の策定方法

従来：	全団地の公表データ　及び 協力事業者に対するアンケート
今後	①　従来通り　←　意味はあるか？ ②　経過措置団地に関する統計　及び 経過措置団地に対するアンケート ②の場合、統計値の収集＆ アンケート収集が可能か？

標準係数の利用状況

①　新設団地申請時の料金設定　➡　法改正により不要
②　原料費調整実施前の原料費見直し　➡　不要
③　大規模投資時の費用回収　➡　若干可能性あり

事業者・当協会の方向性

①　従来の方法であれば、意味はない。
②　経過措置団地限定では、業務負荷多大。
③　標準係数改定のみを理由とした値上げ困難。
④　耐震対策もおおむね完了。
以上から標準係数の使用頻度はかなり減少しており、改定作業の実施は費用対効果が大幅に悪化。また、
⑤　ガス関係報告規則附則様式第４第３表２．は約款料金の改定を予定していない。
ことから、次のとおりといたしたい。

（結論）　**当面、現在の標準係数を維持する。**
ただし、需要家に不利益が及ばない様、販売量・労務費・導管投資費用について簡易見積りを行い、値下げ傾向になっている場合には見直しを検討する。

平成21年5月21日　総合資源エネルギー調査会　都市熱エネルギー部会　料金制度小委員会　中間とりまとめ（第二次）（案）

○　行政においては、一中略一規制小売料金の妥当性を定期的評価を毎年適切に実施することが必要と考える。
○　具体的には、**一定期間の長期にわたり**料金改定を実施していない事業者については、一中略一事業者説明の合理性を中心に評価した上で、一中略一、その評価結果を公表することとすることが適当である。

（注１）「一定期間」についての考え方
②　簡易ガスについては、料金算定に用いる「標準係数」について３年に１度見直しが行われていること、**見直しが行われた場合には新たな係数を用いて料金改定を行うことが望ましい**ことを踏まえ、「**直近料金改定時から改定された標準係数が有効である期間**」とすることが考えられる。

2019年度
第4回業務委員会
資料№4-3

数量減少かつ労務費上昇でない道府県の料金変化見込み

（一社）日本コミュニティーガス協会

全国平均（参考）				
項目	（単位）	Ｈ２９	伸び率	Ｒ０２案
数　量	（㎥／軒・月）	11.05	-5.43%	10.45
労務費	（千円／人・年）	5,517	2.36%	5,647
総原価	（千円／245戸）	18,437	0.04%	18,444
1㎥単価	（円／㎥）	600.09	0.04%	600.32

東京都（参考）				
項目	（単位）	Ｈ２９	伸び率	Ｒ０２案
数　量	（㎥／軒・月）	14.0	-6.43%	13.1
労務費	（千円／人・年）	7,160	3.34%	7,399
総原価	（千円／245戸）	22,259	-1.88%	21,840
1㎥単価	（円／㎥）	540.79	4.86%	567.08

北海道				
項目	（単位）	Ｈ２９	伸び率	Ｒ０２案
数　量	（㎥／軒・月）	7.0	14.29%	8.0
労務費	（千円／人・年）	5,434	1.27%	5,503
総原価	（千円／245戸）	15,967	4.87%	16,745
1㎥単価	（円／㎥）	775.86	**-8.24%**	711.94

茨城				
項目	（単位）	Ｈ２９	伸び率	Ｒ０２案
数　量	（㎥／軒・月）	12.7	-5.51%	12.0
労務費	（千円／人・年）	5,827	-1.58%	5,735
総原価	（千円／245戸）	20,175	-2.83%	19,605
1㎥単価	（円／㎥）	540.34	2.84%	555.69

栃木				
項目	（単位）	Ｈ２９	伸び率	Ｒ０２案
数　量	（㎥／軒・月）	12.9	5.43%	13.6
労務費	（千円／人・年）	5,608	0.78%	5,652
総原価	（千円／245戸）	20,122	2.62%	20,650
1㎥単価	（円／㎥）	530.56	**-2.66%**	516.46

群馬				
項目	（単位）	Ｈ２９	伸び率	Ｒ０２案
数　量	（㎥／軒・月）	12.1	1.65%	12.3
労務費	（千円／人・年）	5,617	1.57%	5,705
総原価	（千円／245戸）	19,571	1.11%	19,788
1㎥単価	（円／㎥）	550.14	**-0.53%**	547.21

埼玉				
項目	（単位）	Ｈ２９	伸び率	Ｒ０２案
数　量	（㎥／軒・月）	13.7	-6.57%	12.8
労務費	（千円／人・年）	6,150	-1.15%	6,079
総原価	（千円／245戸）	21,159	-3.27%	20,467
1㎥単価	（円／㎥）	525.33	3.53%	543.88

長野				
項目	（単位）	Ｈ２９	伸び率	Ｒ０２案
数　量	（㎥／軒・月）	13.4	1.49%	13.6
労務費	（千円／人・年）	5,572	-0.31%	5,555
総原価	（千円／245戸）	20,440	0.61%	20,565
1㎥単価	（円／㎥）	518.83	**-0.87%**	514.32

三重				
項目	（単位）	Ｈ２９	伸び率	Ｒ０２案
数　量	（㎥／軒・月）	10.6	24.53%	13.2
労務費	（千円／人・年）	5,664	7.82%	6,107
総原価	（千円／245戸）	20,940	-0.81%	20,772
1㎥単価	（円／㎥）	508.76	5.20%	535.24

滋賀				
項目	（単位）	Ｈ２９	伸び率	Ｒ０２案
数　量	（㎥／軒・月）	12.1	-6.61%	11.3
労務費	（千円／人・年）	5,811	-0.17%	5,801
総原価	（千円／245戸）	19,742	-2.88%	19,174
1㎥単価	（円／㎥）	554.95	4.00%	577.13

京都				
項目	（単位）	Ｈ２９	伸び率	Ｒ０２案
数　量	（㎥／軒・月）	12.1	-5.79%	11.4
労務費	（千円／人・年）	6,120	-1.42%	6,033
総原価	（千円／245戸）	20,014	-2.83%	19,448
1㎥単価	（円／㎥）	562.60	3.14%	580.26

山口				
項目	（単位）	Ｈ２９	伸び率	Ｒ０２案
数　量	（㎥／軒・月）	10.3	-5.83%	9.7
労務費	（千円／人・年）	5,583	-0.32%	5,565
総原価	（千円／245戸）	18,282	-2.39%	17,846
1㎥単価	（円／㎥）	603.74	3.66%	625.81

福岡				
項目	（単位）	Ｈ２９	伸び率	Ｒ０２案
数　量	（㎥／軒・月）	10.3	-5.83%	9.7
労務費	（千円／人・年）	5,619	-0.43%	5,595
総原価	（千円／245戸）	18,314	-2.41%	17,873
1㎥単価	（円／㎥）	604.78	3.63%	626.74

熊本				
項目	（単位）	Ｈ２９	伸び率	Ｒ０２案
数　量	（㎥／軒・月）	9.3	-6.45%	8.7
労務費	（千円／人・年）	5,218	-1.53%	5,138
総原価	（千円／245戸）	17,261	-2.84%	16,772
1㎥単価	（円／㎥）	631.32	3.86%	655.70

2019年度
第4回業務委員会
資料№4-4

標準係数見直しの要否について

◎	新たな考え方で改訂案を作成したもの。
○	従来通りの方法で改訂案を作成したもの。
△	貴室にて算定していただくもの。
×	改定を要しないと考える項目。

●基本的な考え方

標準係数の改訂は従来3年ごとに行われているが、平成25年4月の改訂の次は4年後の平成29(2017)年7月であった。
この度、令和2(2020)年度改定を目指す方針とのことだが、協会としては使用頻度の激減等を理由に改訂は不要であると考えている。
しかしながら、「標準係数の改定は3年程度を目途に」との委員会発言もあることから、改定した場合の標準係数を試算した。

●項目毎の改訂の要否と理由

（一社）日本コミュニティーガス協会

NO.	項目	内容		R2改訂	理由	備考	平成22年	平成25年		平成29年		令和2年	
1	**換算係数**	原料費が1㎥あたり100円変動した場合の、基準単位料金1㎥あたり変動させるための係数	当局が設定	△	原料費調整制度で利用する、原料価格の1立方メートル当たりガス料金への換算係数。 所在地、使用原料、公営・私営により係数化され、当局により設定された。 ガスの定数的な数値であり、事業報酬率、事業税率の変更により改定も考えられるが、 指定旧供給地点ガス小売供給約款の変更が必要となり、改定は避けたい。	その他地区、い号、私営	0.210	0.210	➡	0.210	➡	0.210	
2	**ガス販売量**	ガスの月平均販売量の標準値		○	1供給地点あたりの販売量は、増加は料金の引き下げ方向に、減少は料金の引上げ方向に反映される。 （現行算定方法）　平成25年1月～平成27年12月の生産動態統計より 総販売量　÷　延調定数 （試　行　案）　平成28年(改定年-4年)4月～平成31年(改定年-1年)3月の生産動態統計より 総販売量　÷　延調定数	東京(㎥／軒・月)	15.5	14.8	⇩	14.0	⇩	**13.1**	
3	**有形固定資産投資額**	土地の標準所要面積		×	今後新設する経過措置団地はなく、既存団地については減価償却費・修繕費等が計上されているため、 前回の改定を最終とする。	3t未満、50Kg容器、 離隔方向1方向(㎡)	127	127	➡	127	➡	127	
4		建物及び償却資産投資額の標準投資額	建物・構築物・機械装置・メーター・備品	×									
			導管	×		PE管＜単独住宅＞ （円／地点）	104,610	103,950	⇧	117,540	⇧	**117,540**	
5		車輌の標準投資額		△	積算は当局が行っているが、料金への影響は少なく、見直し不要と考える。	70地点以上～250地点まで（円／地点）	8,240	8,310	⇧	8,560	⇧	?	
6	**原料費**	産気率　（昭和45年　石油業務課による積算）		×	積算は当局が行っている。物理的な係数であり、見直しは不要と考える。	い号・本州大部分	0.488	0.488	➡	0.488	➡	0.488	
7	**労務費**	労務費の標準値		○	人件費は社会情勢の変化に伴い、ある程度の変動があるため、適切に標準係数に反映させる必要がある。 過去標準係数の改訂毎に見直しており、今後もフォローしていくことが必要と考える。 ただし、平成30年「賃金構造統計調査」「毎月勤労統計要覧」はNETで入手した。 また、従業員の男女構成比については、前回調査の数値を使用する。	東京都（千円／年）	6,832	6,631	⇧	7,160	⇧	**7,401**	
		適正な人員数		×	簡易ガス団地における業務内容に大きな変化はなく改定は不要。	PE管（人／1地点・1日当たり）	0.0031	0.0031	➡	0.0031	➡	0.0031	
9	**修繕費**	適正な修繕費率		×	建物及び償却資産の投資に関しての修繕費を算出する為の係数。 経年劣化による修繕を見込んだ係数であり、簡易ガス事業の実態は大きく変化しておらず改訂の必要はない。	a 経過年数1年の場合 b 2年から7年の場合 c 8年以降　の場合	a 1.2% b 1.2%×1.2 c 4.3%						
10	**租税課金**	道路占用料の額		×	「道路法施行令の一部を改正する政令」「開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令」は 都度改正されている。 これを適用し改定することも考えられるが、影響は少なく、見直す必要はないと考える。	単独住宅（円／地点）　甲地 乙地 丙地	1,230 590 440	700 580 440	➡	700 580 440	➡	700 580 440	
11	**減価償却費**	償却率（車輌以外）		×	一地点当たりへの減価償却費の配分比率を表す数値の為、一地点当たりの標準投資額が 変化する事により変化する。標準投資額を改定しないため見直しは不要。	PE管の償却率	0.077	0.077	➡	0.077	➡	0.077	
12	**〃**	償却率（車輌）		×	償却率は法定耐用年数5年で変わらず、変更の必要は無い。	70地点以上～250地点まで	0.20	0.20	➡	0.20	➡	0.20	
13	**その他の経費**	適正な経費率		×	その他経費を算定する際に、原料費、労務費、修繕費、固定資産税、道路占有料及び減価償却費の 合計額に乗ずる数値である。 本来実態を反映すべきであるが、変更するに足る明確な根拠が示せないため改定は見送る。	適正な経費率	15.0%	15.0%	➡	15.0%	➡	15.0%	
14	**事業報酬**	事業報酬率	毎年度改定	△	当局により毎年度改定されている。								
15	**導管配分比率**	供給需要原価と需要家原価		×	総原価を機能別原価に配分する際の比率。修繕費、固定資産税、減価償却費(車輌分を除く)、 事業報酬額、法人税を供給需要原価（本支管分）と需要家原価(供給管分)に配分するために用いる。 導管配分比率はモデル標準団地へのPE管敷設工事費を積算し、本支管分と供給管分の経費比率により 算定しているので、導管の係数を見直す際には同時に見直すこととなるが、 経過措置団地の新設はなく、導管の係数を見直さないため、改定の必要はないと考える。	供給需要原価（本支管分）	0.843	0.840	⇩	0.835	➡	0.835	
						需要家原価(供給管分)	0.157	0.160	⇧	0.165	➡	0.165	
16	**労務費及び車両配分比率**	供給需要原価と需要家原価		×	総原価を機能別原価に配分する際の比率。過去、実勢値を調査し交渉した模様だが、 そのデータが無いので改訂の根拠がない。 労務費、減価償却費(車輌分)を供給需要原価と需要家原価に配分するために用いる。	供給需要原価	0.4059	0.4059	➡	0.4059	➡	0.4059	
						需要家原価	0.5941	0.5941	➡	0.5941	➡	0.5941	
17	**軽減係数**	地方税法に定める固定資産税の課税標準の額の軽減に係るもの		×	地方税法第349条の3第3項の規定によるガス事業の用に供する一部の償却資産に対する 固定資産税の特例措置を数値化したもの。当該税制は変更されていないため見直しは不要。 （課税標準は、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の 固定資産税については当該償却資産の価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税に ついては当該償却資産の価格の三分の二の額とする。）	軽減係数	0.46	0.46	➡	0.46	➡	0.46	

2019年度
第4回業務委員会
資料№5

2019年12月4日：JCGA業務部

2019年11月度　営業事例収集紹介実績　進捗状況集計表

10月累計

JCGA	2019.3月 生産動態統計実績数			
支部名	事業者	地点群	地点数	調定数
北海道	52	342	141,821	84,902
東　北	148	613	156,318	96,296
関　東	354	2,095	528,210	331,981
東　海	103	650	173,865	108,843
北　陸	42	288	59,896	29,891
近　畿	176	1,008	218,723	124,267
中　国	123	619	142,725	79,152
四　国	65	352	72,061	44,392
九　州	224	1,180	303,833	198,330
沖　縄	28	185	32,089	28,843
計	1,315	7,332	1,829,541	1,126,897

| | 【A】ｺﾐｭﾆﾃｨｰｶﾞｽ団地での活性化策・取組事例 | | | | | | | 【B】ｺﾐｭﾆﾃｨｰｶﾞｽ団地内での新設獲得事例 | | | | | | | | | ※【B】の内　新設時ｶﾞｽ機器販売事例 | | | | | | | | | 【C】ｺﾐｭﾆﾃｨｰｶﾞｽ団地既存需要家へのｶﾞｽ機器販売事例 | | | | | | | | | ABC事例総数 |
|---|
| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | | | |
| | 展感 | 施サ | ｷｬﾝ | 教講 | 防訓 | 他 | 事例計 | 建替 | 新築 | 既電 | 既灯 | 既TG | 既LP | 他 | 事例計 | 獲件数 | ﾋﾞﾙｺ | ｴｺ給 | ﾊｲ給 | 暖房 | 乾燥 | ｴﾈﾌｧ | 他 | 販区計 | 事例計 | ﾋﾞﾙｺ | ｴｺ給 | ﾊｲ給 | 暖房 | 乾燥 | ｴﾈﾌｧ | 他 | 販区計 | 事例計 | |
| 北海道 | 1 | | 1 | 1 | | 2 | 5 | | 1 | 5.5 | 0.5 | | 2 | | 9 | 9 | 4 | 5 | | | | | 1 | 10 | 9 | 2 | 5 | | | | | 1 | 8 | 6 | 20 |
| 東　北 | 1 | 1 | | | | | 1 | 3 | 2 | 2 |
| 関　東 | 2 | 1 | | | | | 3 | | 2 | | | | | | 2 | 7 | 2 | 2 | | 1 | | | | 5 | 2 | 8 | 16 | 2 | 1 | | | 10 | 37 | 28 | 33 |
| 東　海 |
| 北　陸 | | | | | | | | | | | | | 1 | | 1 | 1 | | | | | | | 2 | 2 | 1 | | 1 | | 1 | | | | 2 | 1 | 2 |
| 近　畿 |
| 中　国 | 2.5 | 1 | 2.5 | | | 1 | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | 3 | | | | | 1 | 6 | 3 | 10 |
| 四　国 |
| 九　州 | 1 | | 1 | 4 | 1 | | 7 | | | 1.0 | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | | 2 | 1 | 6 | 3 | | 4 | 2 | | 13 | 28 | 8 | 16 |
| 沖　縄 |
| 計 | 6.5 | 2 | 4.5 | 5 | 1 | 3 | 22 | | 3 | 6.5 | 0.5 | | 3 | | 13 | 18 | 7 | 8 | | 1 | | | 3 | 19 | 13 | 19 | 29 | 2 | 6 | 2 | | 26 | 84 | 48 | 83 |

11月単月

JCGA	2019.3月 生産動態統計実績数			
支部名	事業者	地点群	地点数	調定数
北海道	52	342	141,821	84,902
東　北	148	613	156,318	96,296
関　東	354	2,095	528,210	331,981
東　海	103	650	173,865	108,843
北　陸	42	288	59,896	29,891
近　畿	176	1,008	218,723	124,267
中　国	123	619	142,725	79,152
四　国	65	352	72,061	44,392
九　州	224	1,180	303,833	198,330
沖　縄	28	185	32,089	28,843
計	1,315	7,332	1,829,541	1,126,897

| | 【A】ｺﾐｭﾆﾃｨｰｶﾞｽ団地での活性化策・取組事例 | | | | | | | 【B】ｺﾐｭﾆﾃｨｰｶﾞｽ団地内での新設獲得事例 | | | | | | | | | ※【B】の内　新設時ｶﾞｽ機器販売事例 | | | | | | | | | 【C】ｺﾐｭﾆﾃｨｰｶﾞｽ団地既存需要家へのｶﾞｽ機器販売事例 | | | | | | | | | ABC事例総数 |
|---|
| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | | | |
| | 展感 | 施サ | ｷｬﾝ | 教講 | 防訓 | 他 | 事例計 | 建替 | 新築 | 既電 | 既灯 | 既TG | 既LP | 他 | 事例計 | 獲件数 | ﾋﾞﾙｺ | ｴｺ給 | ﾊｲ給 | 暖房 | 乾燥 | ｴﾈﾌｧ | 他 | 販区計 | 事例計 | ﾋﾞﾙｺ | ｴｺ給 | ﾊｲ給 | 暖房 | 乾燥 | ｴﾈﾌｧ | 他 | 販区計 | 事例計 | |
| 北海道 |
| 東　北 |
| 関　東 | 1 | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 3 | 6 | | 2 | | | 2 | 13 | 13 | 14 |
| 東　海 |
| 北　陸 |
| 近　畿 |
| 中　国 |
| 四　国 |
| 九　州 |
| 沖　縄 |
| 計 | 1 | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 3 | 6 | | 2 | | | 2 | 13 | 13 | 14 |

11月累計

JCGA	2019.3月 生産動態統計実績数			
支部名	事業者	地点群	地点数	調定数
北海道	52	342	141,821	84,902
東　北	148	613	156,318	96,296
関　東	354	2,095	528,210	331,981
東　海	103	650	173,865	108,843
北　陸	42	288	59,896	29,891
近　畿	176	1,008	218,723	124,267
中　国	123	619	142,725	79,152
四　国	65	352	72,061	44,392
九　州	224	1,180	303,833	198,330
沖　縄	28	185	32,089	28,843
計	1,315	7,332	1,829,541	1,126,897

| | 【A】ｺﾐｭﾆﾃｨｰｶﾞｽ団地での活性化策・取組事例 | | | | | | | 【B】ｺﾐｭﾆﾃｨｰｶﾞｽ団地内での新設獲得事例 | | | | | | | | | ※【B】の内　新設時ｶﾞｽ機器販売事例 | | | | | | | | | 【C】ｺﾐｭﾆﾃｨｰｶﾞｽ団地既存需要家へのｶﾞｽ機器販売事例 | | | | | | | | | ABC事例総数 |
|---|
| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | | | |
| | 展感 | 施サ | ｷｬﾝ | 教講 | 防訓 | 他 | 事例計 | 建替 | 新築 | 既電 | 既灯 | 既TG | 既LP | 他 | 事例計 | 獲件数 | ﾋﾞﾙｺ | ｴｺ給 | ﾊｲ給 | 暖房 | 乾燥 | ｴﾈﾌｧ | 他 | 販区計 | 事例計 | ﾋﾞﾙｺ | ｴｺ給 | ﾊｲ給 | 暖房 | 乾燥 | ｴﾈﾌｧ | 他 | 販区計 | 事例計 | |
| 北海道 | 1 | | 1 | 1 | | 2 | 5 | | 1 | 5.5 | 0.5 | | 2 | | 9 | 9 | 4 | 5 | | | | | 1 | 10 | 9 | 2 | 5 | | | | | 1 | 8 | 6 | 20 |
| 東　北 | 1 | 1 | | | | | 1 | 3 | 2 | 2 |
| 関　東 | 3 | 1 | | | | | 4 | | 2 | | | | | | 2 | 7 | 2 | 2 | | 1 | | | | 5 | 2 | 11 | 22 | 2 | 3 | | | 12 | 50 | 41 | 47 |
| 東　海 |
| 北　陸 | | | | | | | | | | | | | 1 | | 1 | 1 | | | | | | | 2 | 2 | 1 | | 1 | | 1 | | | | 2 | 1 | 2 |
| 近　畿 |
| 中　国 | 2.5 | 1 | 2.5 | | | 1 | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | 3 | | | | | 1 | 6 | 3 | 10 |
| 四　国 |
| 九　州 | 1 | | 1 | 4 | 1 | | 7 | | | 1.0 | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | | 2 | 1 | 6 | 3 | | 4 | 2 | | 13 | 28 | 8 | 16 |
| 沖　縄 |
| 計 | 7.5 | 2 | 4.5 | 5 | 1 | 3 | 23 | | 3 | 6.5 | 0.5 | | 3 | | 13 | 18 | 7 | 8 | | 1 | | | 3 | 19 | 13 | 22 | 35 | 2 | 8 | 2 | | 28 | 97 | 61 | 97 |

2019年度 営業事例収集紹介実績 集計表

2019年12月4日
JCGA業務部

4～11月累計実績
（HP掲載ﾍﾞｰｽ）

JCGA支部名	2019.3月生産動態統計数		【A】ｺﾐｭﾆﾃｨｰｶﾞｽ団地での活性化策・取組事例							【B】ｺﾐｭﾆﾃｨｰｶﾞｽ団地内での新設獲得事例									【C】ｺﾐｭﾆﾃｨｰｶﾞｽ団地既存需要家へのｶﾞｽ機器販売事例									ABC事例総数
	事業者	地点群	①	②	③	④	⑤	⑥	事例計	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	事例計	獲得件数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	販区分計	事例計	
			展感	施サ	ｷｬﾝ	教講	防訓	他		建替	新築	既電	既灯	既TG	既LP	他			ﾋﾞﾙｺ	ｴｺ給	ﾊｲ給	暖房	乾燥	ｴﾈﾌｧ	他			
北海道	52	342	1		1	1		2	5		1	5.5	0.5		2		9	9	2	5					1	8	6	20
東　北	148	613																	1	1					1	3	2	2
関　東	354	2,095	3	1					4		2						2	7	11	22	2	3			12	50	41	47
東　海	103	650																										
北　陸	42	288													1		1	1		1		1				2	1	2
近　畿	176	1,008																										
中　国	123	619	2.5	1	2.5			1	7										2	3					1	6	3	10
四　国	65	352																										
九　州	224	1,180	1		1	4	1		7			1					1	1	6	3		4	2		13	28	8	16
沖　縄	28	185																										
計	1,315	7,332	7.5	2	4.5	5	1	3	23		3	6.5	0.5		3		13	18	22	35	2	8	2		28	97	61	97

⇓ ⇓ ⇓

※事例紹介事業者 様
（13事業者）

	・㈱サイサン	2	・㈱サイサン	1	・㈱サイサン	1
	・北ガスジェネックス㈱	5	・㈱北ガスジェネックス	9	※ ・大洗常澄ガス協同組合	4
	・西部ガスエネルギー㈱	7	・西部ガスエネルギー㈱	1	・北ガスジェネックス㈱	6
	・㈱ザ・トーカイ	1	・東部液化石油㈱	1	・ヤマリョー㈱	2
	・広島ガスプロパン㈱	5	・日本海ガス㈱	1	・東部液化石油㈱	36
※	・岡山ガスエネルギー㈱	1			・西部ガスエネルギー㈱	8
※	・鳥取ガス産業㈱	1			・日本海ガス㈱	1
※	・大洗常澄ガス協同組合	1			※ ・水島ガス㈱	2
					※ ・西日本液化ガス㈱	1

2019年度
第4回業務委員会
資料№6

2019年　11月25日　10:18 AM

感謝クイズキャンペーン　応募状況

（一社）日本コミュニティーガス協会

支部	H31.3 正会員数	申込み 事業者数	申込 会員数	支部	'19/8月 家庭用 調定数	申込み 枚数	申込 調定数	支部	応募総数 11月20日	応募 申込数	当選者数	配分率 1.258%	過不足 調整	（参考）
北海道	52	6	11.5%	北海道	82,993	15,600	18.8%	北海道	575	3.7%	7	7		7.23
東北	148	40	27.0%	東北	94,455	33,950	35.9%	東北	906	2.7%	11	11		11.39
関東	354	32	9.0%	関東	327,741	147,750	45.1%	関東	2,422	1.6%	31	30	1	30.46
東海	103	33	32.0%	東海	108,015	77,050	71.3%	東海	1,235	1.6%	16	16		15.53
北陸	42	4	9.5%	北陸	29,397	3,150	10.7%	北陸	94	3.0%	1	1		1.18
近畿	176	20	11.4%	近畿	122,668	15,550	12.7%	近畿	485	3.1%	6	6		6.1
中国	123	62	50.4%	中国	78,100	48,150	61.7%	中国	1,375	2.9%	17	17		17.29
四国	65	3	4.6%	四国	43,722	700	1.6%	四国	38	5.4%	1	0	1	0.48
九州	224	24	10.7%	九州	195,616	23,050	11.8%	九州	742	3.2%	9	9		9.33
沖縄	28	5	17.9%	沖縄	29,112	9,100	31.3%	沖縄	79	0.9%	1	1		0.99
全国	1,315	229	17.4%	全国	1,111,819	374,050	33.6%	全国	7,951	2.1%	100	98		100